

# 潟上市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスC実施要綱

平成 29 年 3 月 13 日

告示第 27 号

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 事業の一般原則（第 5 条）
- 第 3 章 基本方針（第 6 条）
- 第 4 章 人員に関する基準（第 7 条・第 8 条）
- 第 5 章 設備に関する基準（第 9 条）
- 第 6 章 運営に関する基準（第 10 条—第 30 条）
- 第 7 章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 31 条—第 33 条）
- 第 8 章 その他（第 34 条）

## 附則

### 第 1 章 総則

#### （趣旨）

第 1 条 この告示は、潟上市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 29 年潟上市告示第 22 号。以下「実施要綱」という。）第 4 条に規定する、訪問型サービスCの事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第 2 条 この告示における用語の意義は、地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日付け老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）並びに実施要綱に規定するところによる。

#### （実施主体）

第 3 条 この事業の実施主体は、潟上市とする。ただし、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる者に委託することができる。

#### （委託について）

第 4 条 前条に規定する委託について、受託を希望する事業者は、潟上市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスC受託に係る仕様書に基づき、次に掲げる必要書類を市長へ提出するものとする。

- （1） 潟上市介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービスC受託事業者申請書（訪問C様式第 1 号）
- （2） 潟上市介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービスC実施企画書（訪問C様式第 3 号）

2 委託を受けた事業者は、当該実施要綱の定めるところにより事業を実施するものとする。

3 委託料については、別表で定めるところによるものとする。

## 第2章 事業の一般原則

第5条 訪問型サービスCの事業を行う事業者（以下「訪問型サービスC事業者」という。）

は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスCの事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の総合事業実施事業者又は介護予防サービス事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

## 第3章 基本方針

第6条 訪問型サービスCは、居宅要支援被保険者等（以下「利用者」という。）に対して、

その心身の状況、置かれている環境等に応じて、訪問により、3か月から6か月までの期間（原則3か月）に、保健・医療の専門職が、運動機能向上、口腔機能向上、認知症予防及び栄養改善等のプログラム（以下「プログラム」と総称する。）を実施することによって、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を行うことを目的として実施しなければならない。

- 2 訪問型サービスCは、保健・医療の専門職が利用者の居宅を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握、評価し、社会参加を高めるために必要な相談・指導及び自立支援に必要な訓練等を実施し、事業が終了した後もセルフケアマネジメントできるようサービスを提供するものとする。

## 第4章 人員に関する基準

（従事者の員数）

第7条 訪問型サービスC事業者が当該事業を行う事業所（以下「訪問型サービスC事業所」という。）に置くべき従事者（専ら訪問型サービスCの提供に当たる保健・医療の専門職をいう。）の員数は、利用者の数が10人又はその端数を増すごとに1以上とする。

ただし、訪問型サービスCのサービス提供上支障がない場合は、当該訪問型サービスC事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 前項に定める保健・医療の専門職とは、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士等で、前条に規定する基本方針の実施に際し、必要な知識及び技術を有する者でなければならない。

（管理者）

第8条 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、訪問型サービスC事業所の管理上支障がない場合は、当該訪問型サービスC事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

## 第5章 設備に関する基準

第9条 訪問型サービスC事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問型サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

#### 第6章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第10条 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規定の概要、専門職等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 訪問型サービスC事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該訪問型サービスC事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 訪問型サービスC事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 訪問型サービスC事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電磁情報処理組織」とは、訪問型サービスC事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 訪問型サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲

げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち訪問型サービスC事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た訪問型サービスC事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申し出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合には、この限りでない。

(受給資格等の確認)

第11条 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスCの提供を求められる場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 訪問型サービスC事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、訪問型サービスCを提供するように努めなければならない。

(心身の状況等の把握)

第12条 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第13条 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスCを提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスCの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第14条 訪問型サービスC事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿った訪問型サービスCを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第15条 訪問型サービスC事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第16条 訪問型サービスC事業者は、従事者等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第17条 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスCを提供した際は、当該訪問型サービスCの提供日及び内容その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスCを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第18条 訪問型サービスC事業者は、従事者等に、その同居の家族である利用者に対する訪問型サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第19条 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスCを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに訪問型サービスCの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によってサービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第20条 従事者等は、現に訪問型サービスCの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師へ連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第21条 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスC事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 訪問型サービスCの内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 緊急時等における対応方法

(7) その他運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第22条 訪問型サービスC事業者は、従事者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスC事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密保持等)

第23条 訪問型サービスC事業所の従事者等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 訪問型サービスC事業者は、当該訪問型サービスC事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 訪問型サービスC事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第24条 訪問型サービスC事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第25条 訪問型サービスC事業者は、提供した訪問型サービスCに係る利用者及びその家族から苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 訪問型サービスC事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 訪問型サービスC事業者は、提供した訪問型サービスCに関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 訪問型サービスC事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携)

第26条 訪問型サービスC事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した訪問型サービスCに関する利用者からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第27条 訪問型サービスC事業者は、利用者に対する訪問型サービスCの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 訪問型サービスC事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 訪問型サービスC事業者は、利用者に対する訪問型サービスCの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第28条 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスC事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問型サービスCの会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第29条 訪問型サービスC事業者は、従業者、設備、備品、及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 訪問型サービスC事業者は、利用者に対する訪問型サービスCの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 訪問型サービス計画

(2) 第17条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第19条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第25条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第27条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第30条 事業者は訪問型サービスCを廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の1月前までに、潟上市介護予防・日常生活支援総合事業廃止・休止・再開届出書(訪問C様式第5号)により市長へ届け出なければならない。

2 事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該訪問型サービスCを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以降においても引き続き当該訪問型サービスCに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な訪問型サービス等が継続的に提供されるよう、介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター、他の訪問型サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第7章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(訪問型サービスCの基本取扱方針)

第31条 訪問型サービスCは、利用者の介護予防(法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 訪問型サービスC事業者は、自らその提供する訪問型サービスCの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスCの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 訪問型サービスC事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスCの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めなければならない。

(訪問型サービスCの具体的取扱方針)

第32条 従事者等の行う訪問型サービスCの方針は、第6条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 訪問型サービスCの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その他置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 従事者等は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービスCの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービスC計画を作成するものとする。
- (3) 訪問型サービスC計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 訪問型サービスC計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 訪問型サービスC計画を作成した際には、当該訪問型サービスC計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 訪問型サービスCの提供に当たっては、訪問型サービスC計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 訪問型サービスCの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 訪問型サービスCの提供に当たっては、専門的技術の進歩に対応し、適切な技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 訪問型サービスC計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該訪問型サービスC計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービス提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該訪問型サービスC計画に記載したサ



サービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該訪問型サービスC計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

- (10) 従事者等は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービス事業の提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (11) 従事者等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問型サービスC計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する訪問型サービスC計画書の変更について準用する。

(訪問型サービスCの提供に当たっての留意点)

第33条 訪問型サービスCの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 訪問型サービスC事業者は、サービス提供に当たり、介護予防支援等におけるアセスメント（潟上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第32条第1項第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、訪問型サービスCの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 訪問型サービスC事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

#### 第8章 その他

第34条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し、必要な事項については、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第4条関係） 訪問型サービスC委託単価表

対象者	サービス提供時間 及び回数	委託単価	利用者負担
事業対象者 要支援1 要支援2	1回（60分以上 で週1回程度）	7,500円/人	なし

潟上市介護予防・日常生活支援総合事業  
訪問型サービスC受託事業者申請書

平成29年 月 日

潟上市長

申請者

所在地

名 称

代表者



標記の事業を実施する法人等として、関係書類を添えて申請します。

なお、潟上市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスC受託に係る仕様を満たす法人等であり、受託事業者申請書及び添付書類の内容についても、事実と相違ありません。

潟上市介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービスC実施企画書

1 実施事業所及び実施予定場所等	
(1)実施事業所	
〒 ー 住 所： 事業所名： 担 当 者： 電 話： E-mail：	
F A X：	
(2)委託事業の 営 業 日	月 火 水 木 金 土 日 祝日 <small>※委託事業を営業する曜日に○を記載してください。</small>
(3)委託事業の 営 業 時 間	平 日 午前・午後 : ~ 午前・午後 : 土 曜 午前・午後 : ~ 午前・午後 : 日曜・祝日 午前・午後 : ~ 午前・午後 :
(4)対応可能地域	天王地区 ・ 昭和地区 ・ 飯田川地区

2 事業内容における事業所独自の特性・工夫
1. 事業所の掲げる理念について
2. 自立支援に向けたサービスへの取り組みについて
3. 総合事業に関連するサービス資源を市民の皆さんに周知にするにあたり、事業所のアピールポイントを簡潔に50文字以内で記載してください。
自由記載欄

訪問C様式第3号

3 担当職員（事業に従事する職員を全員記入すること）		
区分	職種・資格名	名前
保健・医療の専門資格を有する者		
保健・医療の専門資格を有する者		
従事者		
従事者		
従事者		

※専門職の指導のもと、補助的に資格を有さない者がサービスを提供に関わる場合も従事者として記載してください。

4 職歴書			
(1) 保健・医療の専門資格を有する者			
フリガナ		生年月日	
名前			
住所	〒	連絡先	
主な職歴等			
年 月～	年 月	勤務先等	常勤・非常勤
			常勤・非常勤
			常勤・非常勤
			常勤・非常勤
職務に関する資格			
資格の種類		資格取得年月日	

※資格証明書の写しを添付してください。

訪問C様式第3号

(2) 保健・医療の専門資格を有する者			
フリガナ		生年月日	
名前			
住所	〒	連絡先	
主な職歴等			
年 月～ 年 月	勤務先等	常勤・非常勤	職務内容
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
職務に関する資格			
資格の種類		資格取得年月日	

※資格証明書の写しを添付してください。

(3) 従事者			
フリガナ		生年月日	
名前			
住所	〒	連絡先	
主な職歴等			
年 月～ 年 月	勤務先等	常勤・非常勤	職務内容
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
職務に関する資格			
資格の種類		資格取得年月日	

※有資格者の場合、資格証明書の写しを添付してください。

訪問C様式第3号

(4) 従事者			
フリガナ		生年月日	
名前			
住所	〒	連絡先	
主な職歴等			
年 月～	年 月	勤務先等	職務内容
			常勤・非常勤
			常勤・非常勤
			常勤・非常勤
職務に関する資格			
資格の種類		資格取得年月日	

※有資格者の場合、資格証明書の写しを添付してください。

(5) 従事者			
フリガナ		生年月日	
名前			
住所	〒	連絡先	
主な職歴等			
年 月～	年 月	勤務先等	職務内容
			常勤・非常勤
			常勤・非常勤
			常勤・非常勤
職務に関する資格			
資格の種類		資格取得年月日	

※有資格者の場合、資格証明書の写しを添付してください。

必要に応じて欄を追加してください。

潟上市介護予防・日常生活支援総合事業廃止・休止・再開届出書

年 月 日

潟上市長 殿

所 在 地  
 事 業 者 名 称  
 代表者の職・氏名

印

次のとおり事業の廃止（休止・再開）をしたいので届け出ます。

	介護保険事業者番号									
廃止（休止・再開）する事業所	名 称									
	所在地									
サ ー ビ ス の 種 類										
休 止 ・ 廃 止 ・ 再 開 の 別	休 止 ・ 廃 止 ・ 再 開									
休 止 ・ 廃 止 ・ 再 開 する 年 月 日	年 月 日									
休 止 ・ 廃 止 の 理 由										
現にサービス又は支援を受けていた者に対する措置 (休止・廃止した場合のみ)										
休 止 予 定 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日									

備考 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る実施企画書等を添付してください。